



あなたが日本に滞在するには在留資格が必要です。在留資格は27種類あり、それぞれ日本のできる活動と期間が定められています。

## 1 在留資格の確認

あなたが、日本に入国し滞在する場合に、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。

<p>① 2005年3月11日に 観光、親族訪問など、 ② 短期間日本に滞在する目的で ③ 在留期間90日を許可され 成田空港第2旅客ターミナ ④ ルから上陸したことを意味 しています。</p>	
---	--

出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

許可された在留資格は次の27種類で、許可された資格以外の活動を行うことはできません。



しゅうろう かのう ざいりゅうしかく しゅるい  
(1) 就労が可能な在留資格(17種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
がいこう 外交	にほんこくせいふ せつじゅ がいこくせいふ がいこうしせつだんも りょう 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領 じきかん こうせいいいん じょうやくも こくさいかんこう がいこうしせつ 事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と どうよう とつけんおよ めんじょう ものまた もの どういつ せ 同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世 たいぞく かぞく こうせいいいん かつどう 帯に属する家族の構成員としての活動 がいこくせいふ たいし こうし そりょうじ だいひょうだんこうせいいいんとうおよ 《外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及 かぞく びその家族》	がいこうかつどう 「外交活動」 おこな きかん を行う期間	○
こうよう 公用	にほんこくせいふ しょうにん がいこくせいふ も こくさいきかん こうむ 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務 じゅうじ ものまた もの どういつ せたいぞく かぞく こう に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構 せいいいん かつどう がいこう こう かか かつどう のぞ 成員としての活動(「外交」の項に掲げる活動を除く。) がいこくせいふ たいしかん りょうじかん しよくいん こくさいきかんと 《外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から おおよけ ようむ はけん ものとうおよ かぞく 公の用務で派遣される者等及びその家族》	ねん ねん 5年、3年、1 ねん つき 年、3月、30 にちまた にち 日又は15日	○
きょうじゅ 教授	ほんぽう だいがくも じゅん きかんまた こうとうせんもんがっこう 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校 けんきゅう けんきゅう しどうまた きょういく かつどう において研究、研究の指導又は教育をする活動 だいがく きょうじゅとう 《大学の教授等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
げいじゅつ 芸術	しゅうにゅう ともな おんがく びじゅつ ぶんがく た げいじゅつじょう かつどう 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 こうぎょう こう かか かつどう のぞ (「興行」の項に掲げる活動を除く。) が か さつきよくか ちょじゅつかとう 《画家、作曲家、著述家等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
しゅうきょう 宗教	がいこく しゅうきょうだんたい ほんぽう はけん しゅうきょうか おこな 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行 ふきょう た しゅうきょうじょう かつどう う布教その他の宗教上の活動 がいこく しゅうきょうだんたい はけん せんきょうしとう 《外国の宗教団体から派遣される宣教師等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ほうどう 報道	がいこく ほうどうきかん けいやく もと おこな しゅざい た ほう 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報 どうじょう かつどう 道上の活動 がいこく ほうどうきかん きしゃ 《外国の報道機関の記者、カメラマン》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
とうし けいえい 投資・経営	ほんぽう ほうえき た じぎょう けいえい かいし も ほん 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本 ぽう じぎょう とうし けいえい おこな も 邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行う若しくは とうがいじぎょう かんり じゅうじ また ほんぽう じぎょう 当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業 けいえい かいし がいこくじん がいこくほうじん ふく いか こう の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項にお おな も ほんぽう じぎょう とうし いて同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している がいこくじん か けいえい おこな も とうがいじぎょう かん 外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管 り じゅうじ かつどう ほうりつ かいけいぎょうむ こう かか しかく 理に従事する活動(「法律・会計業務」の項に掲げる資格を ゆう ほうりつじょうおこな じ 有しなければ法律上行うことができないこととされている事 ぎょう けいえいも かんり じゅうじ かつどう のぞ 業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。) がいしけいきぎょうとう けいえいしゃ かんりしゃ 《外資系企業等の経営者、管理者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	がいこくほうじ むべんごし がいこくこうにかいけいし た ほうりつじょうしかく 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を ゆう もの おこな ほうりつまた かいけい かか ぎょうむ 有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務 じゅうじ かつどう に従事する活動 べんごし こうにかいけいしとう 《弁護士、公認会計士等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
いりょう 医療	いし しかいし た ほうりつじょうしかく ゆう もの おこな 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととさ いりょう かか ぎょうむ じゅうじ かつどう れている医療に係る業務に従事する活動 いし しかいし かんごし 《医師、歯科医師、看護師》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
けんきゅう 研究	ほんぽう こうし きかん けいやく もと けんきゅう おこな ぎょうむ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務 じゅうじ かつどう きょうじゅ こう かか かつどう のぞ に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。) せいふ かんけいきかん しきぎょうとう けんきゅうしゃ 《政府関係機関や私企業等の研究者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
きょういく 教育	ほんぽう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう せん 本邦の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専 しゅうがっこうまた かくしゅがっこうも せつびおよ へんせい かん 修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれ じゅん きょういくきかん ごがきょういく た きょういく に準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする かつどう 活動 ちゅうがっこう こうとうがっこうとう ごがきょうしとう 《中学校・高等学校等の語学教師等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
ぎじゅつ 技術	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく 本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その た しぜんかがく ぶんや ぞく ぎじゅつまた ちしき よう ぎょうむ 他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務 じゅうじ かつどう きょうじゅ こう かか かつどうなら とうし に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動並びに「投資・ けいえい こう いりょう こう きょういく こう きぎょうないてん 経営」の項、「医療」の項から「教育」の項まで、「企業内転 きん こうおよ こうぎょう こう かか かつどう のぞ 勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。) きかいこうがくとく ぎじゅつしや 《機械工学等の技術者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
じんぶんちしき 人文知識・ こくさいぎょうむ 国際業務	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな ほうりつがく けいざい 本邦の公私機関との契約に基づいて行う法律学、経済 がく しゃかいがく た じんぶんかがく ぶんや ぞく ちしき ひつよう 学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要と ぎょうむまた がいこく ぶんか きほん ゆう しこうも かんじゅ する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受 せい ひつよう ぎょうむ じゅうじ かつどう きょうじゅ こう げい 性を必要とする業務に従事する活動(「教授」の項、「芸 じゅつ こう ほうどう こうなら とうし けいえい こう きょういく 術」の項、「報道」の項並びに「投資・経営」の項から「教育」の こう きぎょうないてんきん こうおよ こうぎょう こう かか かつどう 項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動 のぞ を除く。) つうやく し きぎょう ごがきょうしとう 《通訳、デザイナー、私企業の語学教師等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○
きぎょうないてんきん 企業内転勤	ほんぽう ほんてん してん た じぎょうしょ こうし きかん がい 本邦の本店、支店その他の事業所のある公私機関の外 こく じぎょうしょ しょくいん ほんぽう じぎょうしょ きかん さだ 国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定め てんきん とうがいがじぎょうしょ おこな ひょう ぎじゅつ こう て転勤して当該事業所において行うこの表の「技術」の項 また じんぶんちしき こくさいぎょうむ こう からん かか かつどう 又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動 がいこく じぎょうしょ てんきんしや 《外国の事業所からの転勤者》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
▶ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
こうぎょう 興行	えんげき えんげい えんそう とう こうぎょう かか かつどうまた 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はそ た げいのうかつどう とうし けいえい こう かか かつどう のぞ 他の芸能活動(「投資・経営」の項に掲げる活動を除く。) はいゆう かしゅ せんしゅとう 《俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等》	ねん ねん 3年、1年、6 つき つきまた 月、3月又は にち 15日	○
ぎのう 技能	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな さんぎょうじょう とく 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特 しゅ ぶんや ぞく じゅくれん ぎのう よう ぎょうむ じゅうじ 殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する かつどう 活動 がいこくりょうり ちょうりし しどうしゃ こうくうきとう そうじゅうしゃ 《外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、 ききんぞくとう かこうしよくにんとう 貴金属等の加工職人等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月	○



ざいりゅうしかく  
**B 在留資格**

ざいりゅうしかく  
B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう どうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ぎのうじっしゅう 技能実習	<p>ごう 1号</p> <p>ほんぽう こうし きかん がいこく じぎょうしょ しよくいんまた イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は ほんぽう こうし きかん ほうむしようれい さだ じぎょうじょう かんけい ゆう 本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有 がいこく こうし きかん がいこく じぎょうしょ しよくいん する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの ほんぽう こうし きかん こようけいやく もとづ どうがいきかん 本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の ほんぽう じぎょうしょ ぎょうむ じゅうじ おこな ぎのうとう しゅうとく 本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をす かつどう しよくいん ほんぽう こうし きかん ほんぽう る活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦 じぎょうしょ う い おこな どうがいかつどう ひつよう ちしき にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識 しゅうとく かつどう ふく の修得をする活動を含む)</p> <p>ほうむしようれい さだ ようけん てきごう えいり もくてき ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない だんたい う い おこな ちしき しゅうとくおよ どうがいだんたい 団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体 さくてい けいかく もと どうがいだんたい せきにんおよ かんり もと の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に ほんぽう こうし きかん こようけいやく もと どうがいきかん ぎょうむ 本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務 じゅうじ おこな ぎのうとう しゅうとく かつどう に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>ごう 2号</p> <p>ごう かか かつどう じゅうじ ぎのうとう しゅうとく もの イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、 どうがいぎのうとう しゅうじゅく ほうむだいじん してい ほんぽう 当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の こうし きかん こようけいやく もと どうがいきかん 公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において どうがいぎのうとう よう ぎょうむ じゅうじ かつどう 当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ごう かか かつどう じゅうじ ぎのうとう しゅうとく もの ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、 どうがいぎのうとう しゅうじゅく ほうむだいじん してい ほんぽう 当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の こうし きかん こようけいやく もと どうがいきかん 公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において どうがいぎのうとう よう ぎょうむ じゅうじ かつどう ほうむしようれい さだ 当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定め ようけん てきごう えいり もくてき だんたい せきにんおよ かんり る要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理 もと どうがいぎょうむ じゅうじ かぎ ぎのうじっしゅうせい の下に当該業務に従事するものに限る。)《技能実習生》</p>	<p>ねんまた 1. 1年又は6 つき 月</p> <p>ねん こ 2. 1年を超えな はんい い範囲で、 ほうむだいじん 法務大臣が ここ してい 個々に指定す きかん る期間</p>	○



しゅうろう ざいりゅうしかく しゅるい  
(2) 就労ができない在留資格(5種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよきぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ぶんかかつどう 文化活動	しゅうにゆう ともな がくじゅつじょうも げいじゅつじょう かつどうまた 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は わくにとくゆう ぶんかも ぎげい せんもんてき けんきゅう 我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を おこなも せんもんか しどう う しゅうとく かつどう 行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動 りゅうがく こう けんしゅう こう かか かつどう のぞ (「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。) にほんぶんか けんきゅうしやとう 《日本文化の研究者等》	ねん ねん 3年、1年、6 つきまた つき 月又は3月	×
たんきたいざい -短期滞在	ほんぽう たんきかんたいざい おこな かんこう ほうよ しんぞく 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の ほうもん けんがく こうしゅうまた かいごう さんか ぎょうむれんらく た 訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他こ るいじ かつどう れらに類似する活動 かんこうきゃく かいぎさんかしゃとう 《観光客、会議参加者等》	にち にちまた 90日、30日又 にちいない は15日以内の ひ たんい 日を単位とする きかん 期間	×
りゅうがく 留学	ほんぽう だいがく こうとうせんもんがっこう こうとうがっこう ちゅうとうきょういっくがっこう 本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校 こうきかてい ふく も とくべつしえんがっこう こうとうぶ の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、 せんしゅうがっこうも かくしゅがっこうまた せつびおよび へんせい かん 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関して じゅん きかん きょういっく う かつどう これらに準ずる機関において教育を受ける活動 だいがく たんきだいがく こうとうせんもんがっこうおよ こうとうがっこうとう がくせい 《大学・短期大学・高等専門学校及び高等学校等の学生 》	ねん つき 4年3月、4 ねん ねん つき 年、3年3月、 ねん ねん 3年、2年3 つき ねん ねん 月、2年、1年 つき ねん 3月、1年、6 つきまた つき 月又は3月	×
けんしゅう 研修	ほんぽう こうし きかん う い おこな ぎじゅつ ぎのうまた 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又 ちしき しゅうとく かつどう ぎのうじっしゅう ごう こうおよ りゅうがく は知識の修得をする活動(「技能実習1号」の項及び「留学」 こう かか かつどう のぞ の項に掲げる活動を除く。) けんしゅうせい 《研修生》	ねん つきまた 1年、6月又は つき 3月	×



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
かぞくたいざい 家族滞在	<p>きょうじゆ ぶんか かつどう ざいりゅうしかく ざいりゅう 「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する ものまた りゅうがく しゅうがく も けんしゅう ざいりゅうしかく 者又は「留学」、「就学」若しくは「研修」の在留資格をもつ ざいりゅう もの ふよう う はいぐうしやまた こ おこな にち て在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日 じょうてき かつどう 常的な活動 ざいりゅうがいこくじんとう ふよう はいぐうしや こ 《在留外国人等が扶養する配偶者・子》</p>	<p>ねん ねん 5年、4年3 つき ねん ねん 月、4年、3年 つき ねん 3月、3年、2 ねん つき ねん 年3月、2年、 ねん つき 1年3月、1 ねん つきまた 年、6月又は つき 3月</p>	×





ここ がいこくじん あた きよか ないよう しゅうろう かひ き ざいりゅうしかく しゅるい  
(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよきょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
とくていかつどう 特定活動	ほうむだいじん ここ がいこくじん とく してい かつどう 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 こうどけんきゅうしゃ がいこうかんとく かじ しようにん 《高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、 けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごし かいごふくししこうほう 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等》	ねん ねん 5年、4年、3 ねん ねん 年、2年、1 ねん つきまた 年、6月又 ほうむだいじん は法務大臣 ここ し が個々に指 てい きかん 定する期間 ねん こ (1年を超え はんい ない範囲)	○

みぶんまた ちい もと ざいりゅうしかく しゅるい  
(4) 身分又は地位に基づく在留資格(4種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよきょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
えいじゅうしゃ 永住者	ほうむだいじん えいじゅう みと もの 法務大臣が永住を認める者 ほうむだいじん えいじゅう きよか う もの にゅうかんとくれいほう 《法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の とくべつえいじゅうしゃ のぞ 「特別永住者」を除く。)	む きげん 無期限	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等	にほんじん はいぐうしゃも みんぽう めいじ ねんほうりつだい ごう だい 日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第 じょう きてい とくべつようしまた にほんじん こ しゅつ 817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出 しょう もの 生した者 にほんじん はいぐうしゃ じっし とくべつようし 《日本人の配偶者・実子・特別養子》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は6月	◎



ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゅうしゃ ざいりゅうしかく ざいりゅう ものも へいわじょうやく 永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約 かんれんこくせきり だつしやとうにゆうかんとくれいほう さだ とくべつえいじゅうしゃ い 関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以 か えいじゅうしゃとう そうしやう はいぐうしやまた えいじゅうしゃとう こ 下、「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子 ほんぽう しゅっしやう ごひ つづ ほんぽう ざいりゅう もの として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ はいぐうしやおよ わ くに しゅっしやう ひ 《永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引 つづ ざいりゅう じっし き続き在留している実子》	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は6月	◎
ていじゅうしゃ 定住者	ほうむだいじん とくべつ りゆう こうりよ いったい ざいりゅうきかん してい 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して きよじゅう みと もの 居住を認める者 なんみん じょうやくなんみん につけい せい 《インドシナ難民、条約難民、日系3世、 ちゅうごくざんりゅうほうじんとう 中国残留邦人等》	ねん ねん 5年、3年、1 ねん つきまた 年、6月又 ほうむだいじん は法務大臣 ここし が個々に指 てい きかん 定する期間 ねん こ (5年を超え はんい ない範囲)	◎

ちゅう しゅうろう らん ひょうじないよう  
(注)「就労」欄の表示内容

- しゅうろう せいげん  
◎: 就労に制限なし  
いっていはんい しゅうろうか  
○: 一定範囲で就労可  
しゅうろうふ か  
×: 就労不可

さんこうしりよう ほうむしやう にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかくいちらんひよう  
参考資料: 法務省 入国管理局「在留資格一覧表」